

競争参加資格停止措置の概要

1 競争参加資格停止措置業者名及び住所

(1) 競争参加資格停止措置業者名

株式会社インターナショナルコミュニケーションズ

(2) 住所

愛知県あま市七宝町下田江西95番地

2 競争参加資格停止措置期間

令和8年2月25日から令和8年5月24日まで3ヶ月

3 競争参加資格停止措置理由

<該当案件>

三重職業能力開発促進センターC棟実習場及びE棟休憩室空調設置

<停止措置理由>

落札決定後、契約を辞退したことは、競争参加資格の停止等の措置を定める件（平成23年達第89号）第3条別表第2第12号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<平成23年達第89号 別表第2>

(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内
--	----------------------

問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構契約第二課契約第一係

TEL 043-213-6425、6433、6435